

群馬県シニア50サッカーリーグ運営要項

総 則

- 第1条 このリーグは、群馬県シニア50サッカーリーグという。
- 第2条 このリーグは、(公財)日本サッカー協会の憲章に基づき、(公社)群馬県サッカー協会の統括を受ける。
- 第3条 このリーグの運営は、別に定める運営委員会にて行う。
- 第4条 このリーグの事務局は、群馬県シニアサッカー連盟の事務局長宅に置く。

目 的

- 第5条 このリーグは、生涯スポーツであるサッカーを通じて、加盟各チームの親睦を深めると共に地域の活性化を図り、サッカー競技の普及・発展に努めることを目的とする。

組 織

- 第6条 このリーグは、群馬県シニアサッカー連盟に登録された会員により構成されたチームで組織する。

運営及び役員

- 第7条 このリーグを円滑に運営するために運営委員会を設け、次の役員を置く。
- | | | | |
|------------|-----|---------|-----|
| 1. 統括運営委員長 | 1名 | 5. 統括会計 | 1名 |
| 2. 運営委員長 | 1名 | 6. 会計 | 1名 |
| 3. 運営副委員長 | 1名 | 7. 事務局 | 若干名 |
| 4. 運営委員 | 若干名 | | |
- 第8条 統括運営委員長、統括運営副委員長、運営委員長及び運営副委員長、統括会計、は、運営委員の互選とする。
- 運営委員会は、加盟チームより各1名、群馬県シニアサッカー連盟より選出された代表、若干名により組織する。
- 第9条 事務局は運営委員の中から統括運営委員長が選任し依頼する。
- 第10条 役員の任期は2年とする。但し留任はさまたげない。

会 議

- 第11条 運営委員会は、次の事項を審議・決定する。
1. 役員の推挙並びに選出に関すること。
 2. リーグ日程の立案並びに実施に関すること。
 3. 予算並びに決算に関すること。
 4. 賞罰の裁定に関すること。
 5. 本要項並びに諸規定の制定・改廃に関すること。
 6. その他の決議を要する重要事項の審議。

第12条 運営委員会は、必要に応じて統括運営委員長が召集する。但し、運営委員の過半数から請求のあった時は、これを召集しなければならない。
運営委員会の議長は、統括運営委員長があたる。議長不在のときは運営副委員長がこれを代行する。

第13条 決議事項は運営委員の構成人員の2/3以上をもって成立する。

運営費

第14条 このリーグに参加するチームは、別に定めるリーグ参加費を、毎年指定期日までに、指定する口座に納入する。

第15条 このリーグの会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日で終了する。

第16条 このリーグの収入は、次の通りとする。

1. 会費収入
2. 寄付金収入
3. 補助金
4. その他の収入

第17条 このリーグの支出は、次の通りとする。

1. 会場費
2. 審判手当て
3. 会議費
4. 事務通信費
5. 交通費
6. 役員手当て
7. その他

選手資格

第19条 このリーグに参加できる選手は、(公財)日本サッカー協会に登録された選手であり、且つ、群馬県シニアサッカー連盟に登録された選手であること。

第20条 参加者は、あらかじめ健康診断を受けるなど、各自の健康は各自で責任を持つこと。
なお、体調不良の場合は試合への参加を見合わせること。

第21条 このリーグに参加できる選手の年齢は、リーグ開幕年度の4月1日時点で満49歳以上のものとする。

第22条 このリーグに参加する選手が(公社)群馬県サッカー協会1種に登録をしても二重登録としない。ただし、(公財)日本サッカー協会への登録はどちらか一つのチームとする。
このリーグへ参加する選手の登録は1人1チームとし、シニア40リーグへの参加は認めない。
但し、シニア60で登録した者で予めチーム名簿に記載された者は本リーグへの参加を認める。

第23条 (公財)日本サッカー協会および(一社)関東サッカー協会が主催する関東大会及び全国大会への参加資格は、シニア登録者のみに限られる。

第24条 運営委員会はリーグ戦開始前に参加選手の資格認定を行う。

登録選手は、原則として(公財)日本サッカー協会発行の選手証を持参しなければならない。
選手証には必ず写真を添付し、顔の認証ができるものとする。

※選手証とは、(公財)日本サッカー協会Web登録システム「KICKOFF」から出力した選手証、
登録選手一覧を印刷したもの、またはスマートフォンやパソコン等の画面に表示したものを示す。

第25条 選手の追加登録は、随時行えるものとする。但し、運営委員会の承認を得たあと試合に出場できる日程を決定する。

(公財)日本サッカー協会への登録完了後は、選手証の確認が出来るようにしておくこと。
第24条と同様とする。

- 第26条 選手の移籍登録は、群馬県シニアリーグの開催期間中は随時行えるものとする。
いづれの理由がある場合でも、移籍を妨げることはできない。
但し、各リーグ運営委員会の承認を得た後に試合に出場できる日程を決定する。
(公財)日本サッカー協会への登録完了後は、選手証の確認が出来るようにしておくこと。
第24条と同様とする。

ユニフォーム

- 第27条 フィールドプレイヤー、ゴールキーパーともに正・副2組のユニフォームを試合会場
に持参すること。
ユニフォームの色はあらかじめ対戦チーム間で決定し、主審の承認を得る。両チーム
が譲らない場合は抽選により決定する。
原則、(公財)日本サッカー協会ユニフォーム規定に準ずる。

日程及び組合せ

- 第28条 このリーグの日程は、毎年4月に開始し同年12月までに終了する。
第29条 このリーグは1回総当りのリーグ戦を行い、順位を決定する。
第30条 試合日程及び組合せは、運営委員会で決定する。
第31条 このリーグへ初めて参加するチームは、参加年度の前年12月までに連盟常任理事会の
承認を得なければならない。

審判委員

- 第32条 このリーグの審判員は、当該チーム以外の有資格者が行うものとし、主審は3級以上または
その年の4級特別講習受講者に限る。
副審・第4審は4級以上の有資格者が行うこと。
主審・副審・第4審は、試合前に必ず審判資格証を当該チームへ提示し確認承認を得ること。
第33条 各チームが担当する審判手当ては、主審・副審・第4審を含め、5,000円/回とする。
第34条 審判員(主審・副審・第4審)は、必ず審判服を着用する。また、審判資格証を携帯する。

表彰

- 第35条 全日程終了後、その成績により表彰する。

チーム表彰

- 1.優勝 2.準優勝 3.第三位 4.フェアプレー賞

個人表彰

- 1.最優秀選手 2.得点王 3.優秀選手

試 合

- 第36条 リーグ開催年度の(公財)日本サッカー協会競技規則を適用する。
- 第37条 高温高湿時の試合開催は、(公財)日本サッカー協会よりの通達に準じ決定する。
- 第38条 各試合に於いてマッチコミッショナーを導入し、試合会場での全ての出来事に関して管理監督し運営上の最終的な判断を行う。
当該試合において懲罰事案が発生した場合、マッチコミッショナーは選手及び審判へ事情聴取する。裁定の妥当性を含め、事情聴取内容を速やかにリーグ運営委員長へ報告し、担当審判員(主審)には「審判報告書」または「重要事項報告書」を提出させる。
- 第39条 試合時間は、60分(30分ハーフ)とする。
- 第40条 選手交代は、随時行えるものとし、一旦退場した選手の再出場を認めるが、再々出場は認めない。但し、負傷退場により11名に満たなくなった場合は再々出場を認める。
- 第41条 試合においてベンチ入場できるものは、2018年プログラムエントリー用紙にて認められた役員及び登録選手に限る。

順位の決定

- 第42条 順位は勝点の多い順で決定する。
1.勝ち・・・3点 2.引分け・・・1点 3.負け・・・0点
4.不戦勝・・・3点 5.不戦敗・・・0点
不戦勝・不戦敗の得点は5-0とする。
また、試合が中止になった場合は、再試合とする。
- 第43条 勝点で順位が決定しない場合は、次のように順位を決定する。
1.得失点差 2.総得点 3.当該チームの成績 4.決定戦(1試合)
- 第44条 このリーグで優勝したチームは、翌年の全国シニアサッカー大会関東予選大会の出場権を得る。

使用球

- 第45条 使用球は、重さ400g規格とし、両チームより1個持寄り、審判が採用球を決定する。

警告・退場

- 第46条 同一試合中に2度警告を受け、退場を命ぜられた者は次の1試合の出場停止とする。但し、警告の累積にはならない。
リーグ期間中に警告を累積で3回受けた者は次の1試合に出場出来ない。
リーグ期間中に退場を受けた者は(公財)日本サッカー協会懲罰規定に沿って規律・フェアプレー委員会により処分を決定する。
このリーグでの出場停止処分はこのリーグで消化するものとする。ただし、1種や上位公式大会に出場の場合は(公財)日本サッカー協会規定に準ずる。

試合会場

第47条 試合会場は、このリーグに加盟する各チームが確保する。

第48条 会場設営料は、1会場3,000円／回とする。但し、領収書のある場合は、実費を支給する。

附 則

この運営要項は、群馬県シニアサッカーリーグ運営委員会の承認を得ずに改廃することは出来ない。

① この運営要項は1997年4月1日より実施する (第1回)

：

⑭ この運営要項は2018年4月1日より実施する (第15回)